

地方自治法第 199 条第 12 項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成 30 年 4 月 16 日

今治市監査委員 渡 辺 英 徳
同 野 間 有 造

対 象 団 体	主 管 課 等	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
芸予汽船株式会社	企画財政部 地域振興局 地域振興課	平成 30 年 3 月 30 日
<p>(監査の結果)</p> <p>(指摘事項)</p> <p>1 航路維持に関する協定書が、3 市町間（今治市、上島町、尾道市）で締結され、補助金が交付されている。協定書に基づき算定した負担額に対し、更に 8 便運航分の損益に対する各市町の協定書に基づく負担額の割合を掛けて算定したものを、各市町の負担額としていた。そのため、協定書に基づき算定した負担額との間に差異が生じていたので、今後は、協定書に基づき算定した金額にて、補助金を交付されたい。</p> <p>(意見)</p> <p>1 当該補助金については、各事業年度における経常損失額が基準額となっている。生活航路の運航維持に必要な経費が計上されていることは理解できるが、損失補填のための補助金の原資は税金であるので、損失額を縮減するための施策について、今後検討を行われたい。</p>		

(措置の内容)

(指摘事項)

- 1 端数処理の方法として補助金交付に各市町の協定書に基づく負担額の割合（協定書負担率）を採用していたが、平成 30 年度の協定書より協定書に基づき算定した金額にて補助金を交付するように改めた。

(意見)

- 1 今治市の出資法人でもあり、役員会等を通じて、適宜、経営指導を行いながら、損失額の縮減に向けた検討を継続していきたい。

また、2021 年度（平成 33 年度）の岩城橋完成後の上島架橋開通による上島町地域の交通体系の再編に合わせて、地域ニーズを踏まえながら、本航路の適切な運航体制についても検討していきたい。

対 象 団 体	主 管 課 等	監 査 結 果 報 告 書 の 日 付
社会福祉法人で・ふ・か	健康福祉部 障がい福祉課	平成 30 年 3 月 30 日

(監査の結果)

(指摘事項)

- 1 今治市さざなみ園指定管理者業務仕様書に定める施設管理運營業務を対象とした第三者賠償責任保険の更新後の保険契約証券写しについて、更新後速やかに市に提出されていなかったため、仕様書に沿って適切に対応されたい。（指定管理者）

(措置の内容)

- 1 更新後の保険契約証券写しの提出を、更新直後の翌月上旬を締め切りとし提出するよう指示し、期限までに提出がない場合は指定管理者へ連絡をいれる取り扱いとした。